

浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市条例第 9 号

浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表浜田市立学校統合計画審議会委員の項の次に次のように加える。

浜田市学校運営協議会委員	年額 6,000 円
--------------	------------

別表浜田市教育支援委員会委員の項中「〃」を「日額」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。